

森林保険だより

INDEX



イメージキャラクター
マモルくん

「森林保険制度創設 80 年を迎えて」／Q&A.....	2
森林保険「80 周年記念」に寄せて／	
名称変更のお知らせ	3
「加入してよかった！森林保険」ー山梨県ー	4
保険金をお支払いした災害の事例	5
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7
保険金のご請求の流れについて	8



ヤマザクラ

高知県土佐清水市

「加入してよかった!森林保険」

「森林保険制度創設 80 年を迎えて」



森林保険センター
所長 大貫 肇

皆様には平素より森林保険業務の運営につきまして特段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

国から森林保険を継承して 3 年目となりますが、昭和 12 年に創設された森林保険制度は本年で制度創設 80 年を迎えることとなります。

森林保険制度は火災による災害跡地の復旧を目的に森林火災保険として創設され、以来、林齢制限の撤廃や、火災に加え、風害、水害、雪害、干害、潮害、凍害の気象災や噴火災を保険の対象に加えるなど制度の充実を図りながら森林関係者の皆様とともに歩み続けて参りました。この 80 年でお支払した保険金を単純に合計すると 600 億円を超える額となります。

森林の有する国土保全、水源涵養、地球温暖化防止などの様々な多面的機能への国民の皆様の期待が高まっている中で、火災や気象災などにより被害を受けた際に、速やかに緑を復旧することが重要です。また、資源の循環利用による林業の成長産業化を進める上でも、林業経営者の皆様のセーフティネットの一つとしてお役に立てると考えております。このように森林保険の意義はますます重要なものとなっていると確信しております。

私どもは制度創設 80 年の本年を一つの契機として、意を新たに更なる契約者様へのサービス向上に取り組むなど、森林保険の普及に一層努めて参る所存ですので、引き続き皆様のご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

Q&A 森林保険に関するよくある質問について

Q 森林に損害が生じた場合にこれを適正かつ公正に評価することは難しいと思われませんが、森林保険ではどのような方法によって公正な損害調査等を行っているのですか。

A 一般に損害保険では保険者の支払うべき保険金は、保険事故により保険目的について生じた損害額の範囲内で、一定の条件に従って決定されます。この損害の額は、その損害が発生した地におけるその時の価格によって定められることを原則としています（保険法第 18 条）。

森林はその成立状況が自然条件に左右されること等から、一般工業製品等とは異なり、標準化、規格化しにくくその価格の決定も難しくなります。

このため、立木の評価又は被害を受けた際の損害額の調査は、客観的な評価に耐え得るよう、専門的な知識と技術を有する者が、公に認められた権威ある評価方法に従って実施することが重要です。このようなことから森林保険では損害実地調査は、「森林保険の引受条件に関する規程」第 14 条立木評価基準及び「森林保険業務の委託に関する規程」第 5 条実査業務従事者の定めるところにより行うこととしています。

また、調査等の適正な実施を期するため、（研）森林研究・整備機構は都道府県森林組合連合会、市町村森林組合の職員に対し、損害調査等に関する知識・技術を習得・向上させることを目的とした初任者講習会及び業務講習会を実施しています。

なお、現地調査を行う際は、保険契約者又は被保険者の立会いを求めていることとしています。

Q 保険事故の発生により保険の目的（森林）に損害が生じたことを保険契約者又は被保険者が知ったときは、遅滞なく保険者にそれを通知することになっていますが、その方法は電話ではいけませんか。

A 保険契約者等に対して損害発生の通知を義務づけている理由は、これにより保険者が、損害の原因調査、損害の種類、損害区域の確定、損害の防止などの措置をとる必要があるためです。

森林保険では、「損害填補事務に関する規程」第 4 条で保険契約者又は被保険者に損害の発生通知義務を課していますが、その通知方法は、「保険契約者又は被保険者は、その保険の目的について損害を生じたことを知ったときは、遅滞なく保険の目的の所在地、損害の概況等を記載した書面をもって、理事長に通知するものとする」と規定しており、電話による通知は認められていません。

森林保険において書面による通知を義務づけている理由は、例えば保険金支払請求の時効は、損害発生日から起算して 3 年となっています（保険法第 95 条）、（研）森林研究・整備機構の損害発生通知書の受理をもって民法第 147 条第 1 項の請求（時効の中断）とみなす取扱いをしており（損害填補事務に関する規程第 5 条第 1 項）、これをめぐって後日紛争が生じることを避けるためです。

なお、保険契約日が平成 22 年 4 月 1 日以降の契約分についての時効は 3 年であり、平成 22 年 3 月 31 日以前の契約の時効は 2 年となります。

森林保険「80 周年記念」に寄せて



全国森林組合連合会
代表理事会長 佐藤重芳

森林保険制定 80 周年、誠におめでとうございます。

昭和 12 年 10 月 1 日に森林国営火災保険が制定され、その後、補償対象を気象災、噴火災へと広げ、森林所有者の林業経営を支えるセーフティネットとして長年にわたり多大な貢献をしてきました。

平成 27 年度からは貴センターが元受となり、各都道府県森林組合連合会及び全国の森林組合が窓口機関を担い、系統一丸となって取り組んでおります。貴センターには、森林保険を通じて系統の業務運営等に多大のご尽力をいただくとともに、ご理解、ご支援を賜っていることに対し、深く敬意を表する次第です。

さて、一方で依然として加入率の低下という大きな課題があります。系統としても「森林所有者の支援に繋がる森林保険の運営、推進等に系統事業として一体となって取り組む」こととして、取り組みを続けておりますが、長引く国内林業不況の中で、思うような成果が出せていない状況です。

森林保険制度 80 周年にあたり、「森林所有者のための森林保険制度」という原点を見据え、まずは、全国全地域の民有林において、事業体制を維持できる規模まで、加入を回復しなければなりません。

今後、提案型集約化施策を進め小規模所有者の経営委託を徐々に拡大しながら、組合が経営委託を受けた団地やその他森林整備施業地について加入推進を進めることが重要であると考えています。

結びに、森林保険センターの更なるご発展と、関係者の皆様の今後益々のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、80 周年記念へのお祝いの言葉といたします。

名称変更のお知らせ



昨年 5 月に国会で成立した森林法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国立研究開発法人森林総合研究所法も本年 4 月 1 日に改正・施行されました。今般の法律改正に伴い、当法人の名称が「国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター」から「国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター」に変更されました。

森林保険センターの体制や業務内容についてはこれまでどおりであり変更はありません。また「国立研究開発法人森林総合研究所」理事長名で契約いただいた森林保険につきましても、名称変更の手続きは行いませんがこれまでどおり効力を有することになります。

また、機構化に伴い当法人のロゴも新しくなりましたので、ご紹介いたします。



Forestry Insurance Center

森林保険センター 人事異動情報

【転出者】平成 29 年 3 月 31 日付け

新 職 名	氏 名
林野庁中部森林管理局中信森林管理署長	角 秀敏
文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室長補佐	伊藤 香里
全国森林組合連合会	大屋 雅彦
林野庁林政部経営課課長補佐（労働力育成班担当）	津山 藍
森林整備センター森林管理部財務課課長補佐	小島 勇一
森林整備センター森林管理部企画管理課課長補佐	山崎 亜紀
林野庁林政部林政課会計経理第 3 班決算第 1 係長	米井 理香
林野庁九州森林管理局森林整備部技術普及課緑の普及係長	上田 益大
全国森林組合連合会	佐藤 正行
退職	大寺 重人

【転入者】平成 29 年 4 月 1 日付け

新 職 名	氏 名
森林保険センター保険総務部長	吉永 俊郎
森林保険センターリスク管理室長	益子 美智夫
森林保険センター保険業務部上席参事	青柳 浩
森林保険センター保険業務部保険推進課長	菊地 英晃
森林保険センター保険業務部保険業務課長	栗山 喬行
森林保険センター保険総務部保険企画課課長補佐	小俣 明子
森林保険センター保険総務部保険企画課総務係長	河田 知也
森林保険センター保険総務部参事	伊藤 浩
森林保険センター保険総務部保険経理課課長補佐	神谷 明倫
森林保険センター保険業務部保険業務課課長補佐	高森 幸治
森林保険センター保険総務部保険経理課課長補佐	高橋 陽子
森林保険センター保険業務部保険業務課課長補佐	鉦持 直樹
森林保険センター保険業務部保険業務課契約管理係長	井澤 信太
森林保険センター保険業務部保険業務課保険契約係長	田中 千恵
森林保険センター保険業務部保険業務課保険審査第一係長	糸川 結花
森林保険センター保険総務部保険経理課保険経理第一係	大友 可愛

(※は内部異動)

「加入してよかった！森林保険」－山梨県－

1 山梨県の森林

山梨県は本州のほぼ中央に位置し、県土面積は全国総面積の約 1.2% ですが、県土の標高差については、我が国の最高峰である富士山山頂の標高 3,776 m から、富士川山梨・静岡県境の標高 80 m までと非常に大きく、このため気候区については、幅広く暖帯から寒帯まで存在します。

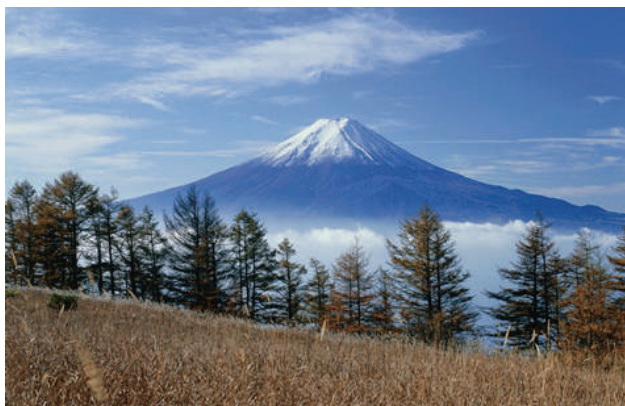
県土の 77.8% を占める森林には、気候区の分布に応じて、暖温帯の常緑広葉樹林から、冷温帯の落葉広葉樹林、亜寒帯の常緑針葉樹林まで多様な植生が見られます。

また、森林を所有形態別でみると、国有林が約 5 千 ha で森林面積の 1%、県有林が約 15 万 8 千 ha で 46%、その他の民有林（東京都水源林等の公有林を含む）が約 18 万 5 千 ha で 53% です。県土面積に占める県有林の割合は全国第 1 位で、他に類を見ない高い割合となっています。

全国の都道府県有林との比較

	面積(ha)	県土に占める割合	森林に占める割合
1位	北海道 622,815	山梨県 35%	山梨県 46%
2位	山梨県 158,246	北海道 7%	神奈川県 19%
3位	岩手県 90,279	神奈川県 7%	東京都 14%

2010世界森林資源センサス



2 県有林の沿革と概要

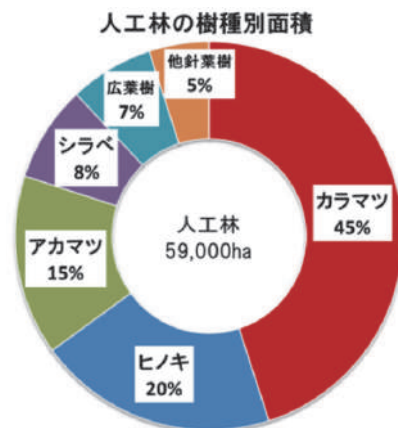
明治末期、本県に相次いで発生した大水害は県民の生活を大変苦しいものにしました。

明治天皇はこの窮状を知り、明治 44 年 3 月、見込み面積約 16 万 4 千 ha に及ぶ入会御料地を県の復興に役立てるようにと御下賜されました。

これが県土の 35% を占める県有林の基となっており、今日においても、「県有林」は「恩賜林」の名で呼ばれています。

県有林は、県下 27 市町村のうち 22 市町村にあり、おおむね私有林の上部に位置し、治山治水上はもとより、自然景観保全上からも重要な役割を担っています。

人工林について見ると、面積約 5 万 9 千 ha のうち 45% をカラマツが占めていますが、丘陵帯及び山地帯下部にはヒノキ、アカマツ、スギ、亜高山帯はシラベなど、植栽地の土壌や気候条件に応じて多様な樹種が植栽されています。



3 FSC森林管理認証の取得

山梨県では、県有林の果たす役割、重要性を内外にアピールするとともに、県有林の持続可能な森林経営をさらに推進していくため、平成 15 年に FSC 森林管理認証を取得しました。

認証森林の面積は県有林のうち貸地等を除く 14 万 3 千 ha であり、その面積は国内 FSC 認証森林の約 3 分の 1 を占め、国内で最大です。

また、公有林としては全国初めての認証事業体となりました。

4 森林保険の利用

植栽地に応じて多様な樹種を植栽している県有林では、凍害、干害を受けやすいスギ・ヒノキの 7 年生までの造林地について、保険に加入しています。また、平成 27 年度からは、複数年分の保険料を一括で支払い、前納割引料金の適用を受けています。

保険は干害等を想定して特定の樹種、林齢に限定して加入しているところですが、平成 21 年度に大規模な山火事が発生した際には、幼齢林に関しては保険に加入していたことから約 1700 万円の損害補償を受けることができ、結果として再造林に係る財政的負担を軽減することが出来ました。

今後とも県有林の持続可能な森林経営を推進していく上で、災害リスクに備えるセーフティーネットとして森林保険を利用していきたいと考えております。



↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑ 保険金をお支払いした災害の事例 ↑↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑

災害事例
1

■雪害

平成 26 年 2 月、記録的な大雪により発生した災害。
栃木県内では、最深積雪が統計史上 1 位の記録を更新し、広範囲にわたり幹折れや幹曲がりの被害が発生したもの。

【事 例】 栃木県 市町村所有林

樹種・損害時林齢：スギ・54年生
実損面積／契約面積：2.14ha/6.23ha
支払保険金：6,848,000 円

(参考)ha当たりの保険料／年：9,600 円

付 保 率：100%



災害事例
2

■凍害

平成 26 年 2 月、十勝地方での低温により発生した災害。
急激に気温が降下（寒暖差 27.7℃）し、最低気温も -21.7℃まで低下したことにより枯死被害が発生したもの。

【事 例】 北海道 会社所有林

樹種・損害時林齢：アカエゾマツ・2年生
実損面積／契約面積：4.31ha/4.90ha
支払保険金：1,482,640 円

(参考)ha当たりの保険料／年：3,956 円

付 保 率：100%



災害事例
3

■火災

平成 27 年 3 月、鳥栖市で発生した山火事による災害。

【事 例】 佐賀県 市町村有林

樹種・損害時林齢：スギ・52年生
実損面積／契約面積：0.20ha/0.40ha
支払保険金：192,000 円

(参考)ha当たりの保険料／年：12,160 円

付 保 率：100%



※写真は全てイメージです。

愛媛県森林組合連合会の取組について

愛媛県は森林率が高く、森林面積は 401 千 ha と県土の約 71% を占め、この内民有林の人工林面積は 221 千 ha となっています。また、戦後植林されたスギ・ヒノキを中心に資源が充実し、10 年後には 51 年生以上の森林が人工林面積の 8 割を超え本格的な活用が可能な段階となります。

愛媛県は、瀬戸内海地域の地理的な影響を受け、降水量は比較的少なく晴天が多い、穏やかな気候です。そのため森林被害も他県と比較すると少ないのが現状ですが、近年全国的にみられる集中豪雨や季節外れの積雪、台風の影響などにより、水害・雪害及び風害が見られるほか、主伐・再造林の増加に伴い、干害も増える傾向にあります。

そのような中、①森林整備の提案時における加入の推進、②補助事業を活用した森林整備箇所での保険加入の推進、③地域のイベントにおける森林所有者への働きかけなどにより、森林保険の普及啓発と加入推進を行っています。

①については、森林所有者に森林整備を提案する際に森林保険についてもご案内し、森林整備に係る精算とあわせて森林保険へ加入いただくことで、効率的な加入推進に努めています。

②については、行政の事業担当者からも事業説明会等において森林保険への加入を促していただくことが重要であると考え、補助事業を扱う行政の担当者に対し森林保険について説明を行っています。

森林保険の加入率や満期更新率は低下傾向にありますが、今後は担当者会等を通じて、森林被害へのリスク管理と森林保険の重要性についての森林組合系統全体の意識を高めていきたいと考えています。更に、県・市町の森林保険及び事業担当者とも連携し、永年引き継がれてきた森林という財産が、適切な森林整備の中で守り・育てられていく一助として、森林保険を活用いただけるよう努めていきたいと思っています。



▲水害の様子



▲雪害の様子

山口中央森林組合のご紹介

山口中央森林組合は、組合員数は 6,967 人、組合職員は 15 人で山口市（旧阿東町を除く）と防府市 56,577ha の森林を管轄しています。当地は瀬戸内気候帯に属しているため降水量が少なく元々の植生も広葉樹やアカマツ林など乾燥に強いものが多いです。平成 28 年度の事業量は公有林、民有林あわせて新植約 50ha、保育約 670ha となっており、新植の際には県の指導もあり、100% 保険に加入していただいているほか、森林県民税を利用した 40 年生程度の高齢級間伐を行う県単独事業においても 100% の割合で保険に加入いただいております。新植、また保育間伐を行うと、その後数年間は森林被害を受けやすい状況が生じることから、森林保険加入をお勧めしているところです。また、山口県森林連合会と連携して事務手続きを進めており、契約の満期案内を適時に行うことで加入を継続いただいています。

当地では風水害は比較的少なく、7、8 月に雨が降らないことで干害が発生することが多くなっています。また、保険には結びつきませんがウサギなどによる食害も多く発生しています。森林被害はないことに越したことはないのですが、事故や災害はどうしても発生してしまいます。そんな時に森林保険に入っていたことにより保険金を受け取っていただくことができ、補植を行うことで森林の復旧にお役に立てただけのこと、保険に入っていて良かったとの声を聞くことができることは担当者

としてうれしいものです。

森林保険は林業経営の下支えとして地道な事業ではありますが、森林所有者の万が一の際にお役に立てればと考えております。



▲山口中央森林組合の事務所



▲管内の搬出間伐後のスギ、ヒノキの混交林の状況

ここまでやれる多雪地帯の 再造林の低コスト化

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
東北支所 駒木 貴彰

平成 28 年 5 月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、戦後造成された人工林が利用期を迎え、主伐の増加が見込まれるとして、公益的機能の発揮と計画的な資源造成のために主伐後の再造林を推進するとしています。再造林の実施は、木材価格の上昇が当面見込めない現状では、再造林コストの削減が鍵となります。東北支所では、農林水産省予算（農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（発展融合ステージ））により平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間、多雪地域での低コスト再造林技術の開発を行ったので、その成果をご紹介します。

多雪地域での再造林コスト削減の鍵は次の 4 つと考えられます。一つ目は、ここ数年の間に生産量が増加してきたコンテナ苗（写真 1）の利用です。苗高が高く根元径が細いひょろとしたコンテナ苗ではなく、苗高と根元径の比（形状比）が 60 程度のがっしりした苗を植栽した方が、植付後の樹高成長が良好であることが分かっています（図 1）。また、植付時期については、晩秋を除けばいつでも植栽できます。東北地域の 13 箇所の国有林試験地で春植えと秋植えのコンテナ苗の活着率調査を行った結果、約 95%という良好な結果でした。さらに、立地条件にもよりますが、植付作業は裸苗よりも 2 倍程度速くできることもコンテナ苗の利点です。

二つ目は、主伐作業に使用した重機を地拵えにも利用

し、人力を使わない省力型の地拵えを行い、そこに従来の植栽本数（スギの場合 3,000 本 /ha 程度）よりも少ない本数（1,500 ～ 2,000 本 /ha 程度）のコンテナ苗を植え付けることです。この省力地拵えと低密度植栽の組み合わせにより、従来方式と比べて労働量で 55 ～ 70%、コストで 40 ～ 60%の削減が可能と見込まれます。

三つ目は、初期育林費用の半分程度を占める下刈り作業の効率化です。秋田県と岩手県の試験地調査の結果、下刈り作業はツルやササが優占していない場所では隔年の実施でも植栽木の成長に大きな影響を及ぼさず、コストも約 50%削減できることが明らかになりました。

四つ目は、伐採と植栽を同時並行で行う一貫作業システムの導入です。積雪地では、雪が積もる前に地拵えを実施して翌春に植栽することで、スギの場合は植栽年の下刈りが省略でき、かつ積雪のない地域での一貫作業とほぼ同様の省力効果が期待できます（図 2）。

これら 4 つの方法を組み合わせることで、多雪地域でも再造林コストを現状の約 50%削減できる可能性があります。今後も実証試験を続け、低コスト再造林技術の現場実践に貢献していきたいと思います。



写真 1 コンテナ苗（スギ）（左：リブ付き、右：スリット付き）
※容器の内面に「リブ」と呼ばれる縦方向に細長い突起物や、「スリット」と呼ばれる細長い切れ込みを付けることで側根を下に伸ばして根巻きを防ぎ、細根の量も増やすことができます。

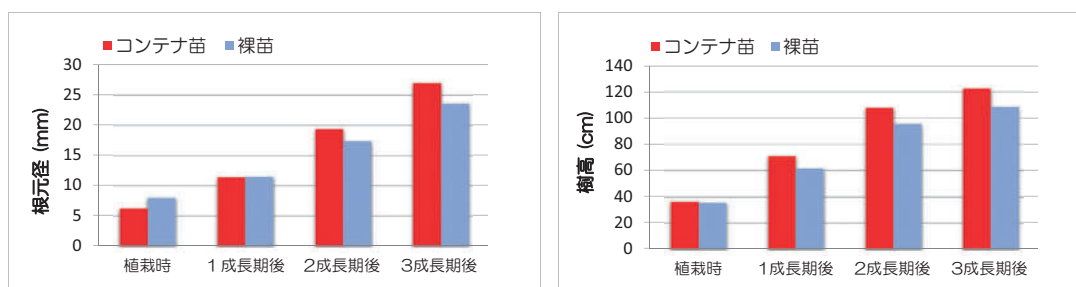


図 1 コンテナ苗と裸苗の成長の比較（櫃間ら 2015、東北森林科学会誌 20、16-18 より改変、形状比は 60 程度）

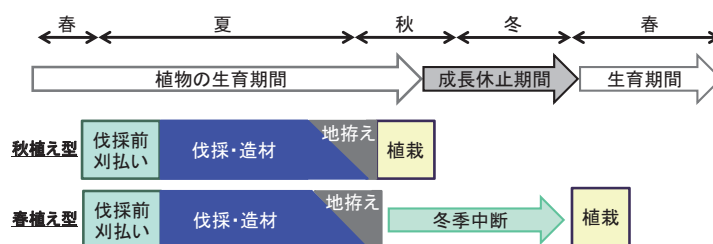


図 2 東北型一貫作業システム

積雪前に地拵えをやっておけば、融雪後、下層植生の成長が始まる前に植えることにより（春植え）、工程面では秋植えと同様の効果が期待できます。

保険金のご請求の流れについて

ご契約されている森林について、火災、気象害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災の災害による損害の発生から、保険金をお受け取りいただくまでの流れをご説明いたします。

1 保険事故発生のご連絡



被保険者様又は保険契約者様（以下「被保険者様等」という。）がご契約されている森林の損害の発生を確認したら、速やかにご契約の申込みをした森林組合又は森林組合連合会（以下「森林組合系統」という。）にご連絡ください。

受付窓口である森林組合系統の森林保険担当者から「損害発生通知書」の提出※について、ご案内させていただきます。

なお、「損害発生通知書」については、森林保険センターのホームページからダウンロードすることも出来ます。（森林保険センター HP：<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/p/youshiki.html>）

※保険契約者又は被保険者等が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年（平成22年3月31日以前の契約については2年）経過した場合は、保険者の保険金の支払い義務が時効により消滅します。このため、被害状況が具体的に分からない場合でも、損害の発生が疑われる場合は、損害発生通知書の提出をお勧めします。

2 損害内容の確認



「損害発生通知書」を受理した森林組合系統は、速やかに損害実地調査（概況調査、現地調査等）を行い、損害内容を確認いたします。

3 現地調査の立会



「2 損害内容の確認」のうち現地調査は、事前に被保険者様等と日程調整を行い調査の立会をお願いしています。この調査は、森林組合系統が損害区域・損害木の調査、写真撮影等の基礎調査を行います。

なお、現地調査において保険金の支払いの対象外※と判断された場合には、被保険者様等に速やかに口頭又は文書により対象外である旨をお知らせします。

※通常の林業的手段により復旧可能な損害や補植等の必要もなく成林にも支障のない程度の軽微な損害等は保険金払いの対象となりません。

4 保険金支払及び保険料請求書のご提出



森林組合系統は、「3 現地調査の立会」の調査結果等を踏まえ、森林保険センターへの報告書作成を行います。この報告書の一つに被保険者様等が作成する「保険金支払及び保険料返還請求書」が必要になりますので、必要事項をご記入・ご捺印ください。

また、保険契約者様は、森林保険証書の原本も必要となりますので、事前にご準備ください。

5 保険金のお受け取り

森林組合系統からの報告書の内容を森林保険センターで審査させていただき、保険事故の認定、保険金額の確定をいたします。

お支払いが決まりましたら、被保険者様のご指定の口座もしくは、代理受領者を定めている場合は代理受領者の口座に支払います。

6 森林保険証書の更正

New
証書

森林保険センターは、保険金支払いに伴い保険契約内容に変更が生じることから証書の更正を行い、更正した証書を保険契約者様に直接送付いたします。



国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500（代表）

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>